

瀬戸内寂聴記念会則

第1条 本会は、「瀬戸内寂聴記念会」と称する。

第2条 本会の事務所は、徳島市内に置く。

第3条 本会は、瀬戸内寂聴氏の業績を顕彰、研究し、その生き方を伝えていくことを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的に賛同する個人、団体を持つて組織する。本会に参加を希望する人または退会しようとする人は、事前に事務局に申し出ることとする。

第5条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 瀬戸内寂聴氏の文学的業績をはじめとする研究及び顕彰
- 2 会報（機関誌）の発行（年1回）
- 3 その他、本会の目的達成のために必要な文化事業

第6条 本会の会議は、年一回総会を開催し、必要に応じて臨時総会並びに役員会を開催する。

2 総会は全会員をもって構成し、会長が招集しその議長となり、議事は出席者の過半数をもって決する。

3 役員会は役員をもって構成し、会長が招集しその議長となり、議事は役員の過半数をもって決する。

第7条 本会に役員を置く

会長 1名 副会長 2名 理事 10名以内
監事 2名 事務局長 1名 会計 1名

第8条 役員については総会において選任する。

第9条 2 補欠による役員の任期は前任の残任期とする。

第10条 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐し必要が生じた場合はその職務を代行する。理事は事業計画等に参加し事業の推進に当たる。監事は、会計を監査する。事務局長は、会の

総務にあたる。会計は、会計事務に当たる。

2 会長は必要に応じて顧問を設けることができる。

第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入を持つて充てる。

会費は、年額1団体5,000円、1個人3,000円とする。

2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の会則を改正しようとするときは、役員会を経て総会の決議を得なければならない。

（付則） 本会の会則は、2022（令和4）年6月22日より施行する。
23（令和5）年6月3日一部改正。

.....お知らせ.....

1、記念会に入会ご希望の方

年会費 振込 3,000円

口座（阿波銀行 蔵本支店 普 1229692 清重康代）

あわせて事務局まで、住所・氏名・電話番号・メールアドレスを知らせてください。機関誌「寂聴」を無料で送付し、「記念会だより」・メールマガジンニュースでイベントの案内をします。

2、機関誌「寂聴」投稿希望者 締切は毎年9月15日。原稿は事務局へ、

メールか郵送で、瀬戸内寂聴に関する随想（できれば3744字以内）か研究（制限なし）をお寄せください（締切を過ぎた場合、次年度に掲載）。

事務局 〒770-0856 徳島市中洲町3-40-802

瀬戸内寂聴記念会 northmizugame@yahoo.co.jp

投稿者は参加費（基本料金2,000円＋頁割（1頁4,000円予定）を、掲載誌発行後、右記口座へお支払いいただきます。